

令和2年11月25日

## 株式分割に関する基準日設定公告

株主各位

長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1  
ハウステンボス株式会社  
代表取締役 坂口 克彦

当社は、令和2年11月25日開催の取締役会において、令和2年12月11日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する当社普通株式1株を500株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

以上